

令和5年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 45 号 議 案	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 46 号 議 案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2

認定こども園の要件を定める条例の一部を 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。
附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等
-------	-------------------------------------	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、1人に限り、保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である場合は、子育てに関する知識と経験を有する看護師等が配置され、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制が確保されていることとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の職員資格に関する特例について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第13条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備と兼用する場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第21条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第21条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施するため並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第22条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から第11項まで」に、「又は」を「、」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに」を「、」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

- 11 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、業務継続計画の策定等について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。